区共催事業　夏目漱石特別講演
「新宿の漱石　文月講演会」

【日時】7月10日㈭午後1時30分開演（1時開場）
【会場】四谷区民ホール（内藤町87）
【内容】▶第1部…講演「漱石書簡の魅力と活力」（紅野敏郎・早稲田大学名誉教授）、▶第2部…講談「坊っちゃん」（神田紅・講談師）
【費用】2,500円（全指定席。座席の指定はできません）
【チケット購入方法】電話でＮＰＯ法人漱石山房にチケットの予約をし、その後郵便局にある払込取扱票に次の事項を記入してチケット代金を払い込んでください。振込手数料はご自身で負担してください。入金確認後、チケットを郵送します。
▶口座番号欄…00100―9―762491
▶金額…予約枚数分のチケット合計金額
▶加入者名…ＮＰＯ法人漱石山房
▶通信欄・ご依頼人…予約した方の郵便番号・住所・氏名・電話番号・チケット購入枚数
※電話予約なしで代金を払い込んでもチケットは取れません。
【問合せ】ＮＰＯ法人漱石山房☎（3207）9575（午前10時～午後5時）へ。催しの内容は同法人のホームページ（HPhttp://www.souseki-sanbou.net）でもご案内しています。

新宿らしい自治の仕組みを一緒に考えてみませんか
（仮称）自治基本条例制定に向けた地域懇談会を開催中・区民検討委員を募集中

区では、21年度末を目標に、新宿区での自治の基本理念や基本原則を明らかにする、（仮称）自治基本条例（以下「基本条例」）の制定に向けて取り組んでいます。
制定に当たっては、区民・議会・区（行政）の3者が一体となって取り組むことが重要です。「新宿に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と心から思えるまちにするため、「新宿らしい自治の仕組み」をともに考えてみませんか。
【問合せ】企画政策課（本庁舎3階）☎（5273）3502・議会事務局議事係（本庁舎5階）☎（5273）4026へ。

区民検討委員の募集

【任期】7月～22年3月（基本条例の制定まで）
【対象】原則として新宿区の住民、18歳以上で「基本条例」について関心のある方、おおむね16名
【区民委員の役割】
▼区民の立場から新宿区が目指すべき自治のあり方を検討
▼基本条例の「区民検討案」を作成
▼区民検討組織に参加していない区民の方の意見を反映するための機会を設ける
【会議の開催等】原則として月2回程度。会議の運営方法は区民検討組織で決めていただきます。報酬はありません。
【申込み】申込書を7月14日㈪までに企画政策課（〒160・8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎3階）☎（5273）3502・FAX（5272）5500へ郵送・ファックスまたは直接お持ちください。応募者多数の場合は抽選。結果は応募者全員にお知らせします。
申込書は企画政策課・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・区立図書館で配布するほか、新宿区ホームページの企画政策課のページから取り出せます。任意の用紙（住所・氏名（ふりがな）・年齢・性別・電話番号・希望動機（400字以内）を記入）でも申し込めます。

地域懇談会にご参加を

「自治ってなんだろう？」をテーマに、「なぜ基本条例をつくるのか」などについて、意見交換します。当日直接、会場へおいでください。
【日時・会場】▼6月20日㈮午後7時～9時…落合第一地域センター（下落合4―6―7）、▼26日㈭午前10時～12時…大久保地域センター（大久保2―12―7）、▼27日㈮午後7時～9時…落合第二地域センター（中落合4―17―13）、▼30日㈪午後2時～4時…新宿清掃事務所（下落合2―1―1）

わかちあう　仕事も家庭も喜びも
6月23日～29日は男女共同参画週間

この週間は、男女共同参画社会の実現に向けて、理解を深めるために設けられました。
区では「新宿区男女共同参画推進条例」を制定し、さまざまな施策に取り組んでいます。男女を個人として尊重し、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮するためには、区・区民・事業者・地域団体がそれぞれの責務を果たし、協働で取り組むことが大切です。この機会に、わたしたちが家庭・地域・職場の男女共同参画でできることは何か、考えてみませんか。

●女性の参画の推進

区の政策決定過程への女性の参画を推進するため、「新宿区男女共同参画推進計画」に基づき、「平成23年度までに審議会等において一方の性が40％を割らないこと」を目標にし、女性委員の登用を推進しています。また、職員に対しても、男女がともに参画できるよう意識改革を進めています。
現在、区の審議会等における女性委員の比率（**下表**）は、国や東京都に比べて高くなっていますが、これからも目標の達成に向けて、取り組んでいきます。

区の審議会等における女性委員の比率

新宿区（平成20年4月1日現在）	特別区平均（平成19年4月1日現在）	東京都（平成19年4月1日現在）	国（平成19年9月30日現在）
36.6％	29.4％	21.4％	32.3％

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

男女がともに家族としての責任を担い、仕事と家庭・育児・介護・地域活動などを両立できるようにすることは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つであり、そのバランスが大切です。
女性の職場への参画だけでなく、男性の家庭や地域における活動への参画など、男女がともに多様な生き方の選択を可能にする男女共同参画の視点からも、すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直しを進める必要があります。

●悩みごと相談室をご利用ください

自分のこと、夫婦のこと、仕事のことなど、お悩みの方はご相談ください。秘密は厳守します。男性の方からの相談もお受けしています。
4月から、男性相談員による相談（土曜日の午後1時～4時）を新たに設けました。
【日時・会場】
▶月曜日／区役所第1分庁舎2階区民相談室
●電話相談…☎（5273）3646（受け付けは午後3時30分まで）
●面接相談…午前10時～12時、午後1時～4時（事前に☎（3341）0801へ予約）
▶月～土曜日／男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）（荒木町16）
●電話相談…☎（3353）2000（受け付けは午後3時30分まで）
●面接相談…午前10時～12時、午後1時～4時（事前に☎（3341）0801へ予約）
【相談員】“性と生”アドバイザー・弁護士・医療ソーシャルワーカー・元家庭裁判所調査官ほか
【費用】無料

男女共同参画に関する学習会を応援します

学習会等の講師謝礼を区の基準によりお支払いします。
【対象】男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）利用登録団体または新宿区内で継続的に活動している学習団体（ウィズ新宿の団体登録要件を満たす団体）
【内容】区内で行う男女共同参画に関する学習会等（2時間を限度）で、定員が30名以上あり、主催団体の会員以外の方も参加できるもの（区からほかに補助金を受ける学習会を除く）
【申込み】申請書を6月16日㈪～9月30日㈫に郵送（必着）・ファックスで男女共同参画課へ。内容を審査の上、結果をお知らせします。申請書は同課で配布しています。インターネットの電子申請でも申し込めます（新宿区ホームページからリンク）。

【申込み・問合せ】男女共同参画課（〒160-0007荒木町16、男女共同参画推進センター・ウィズ新宿内）☎（3341）0801・FAX（3341）0740へ。

ワーク・ライフ・バランス推進企業を認定しました

19年10月からスタートした「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」には、3月末現在で25社から申請があり、すでに5社を推進企業として認定しています。今回新たに6社について認定審査会で審査を行い、「子育て支援」「地域活動支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」の各分野でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組んでいる推進企業として認定しました。
区では、ワーク・ライフ・バランスに取り組みたいと考えている企業にコンサルタントを派遣し、支援しています。

●新たに認定した企業

▶㈱Real Mind（輸入化粧品卸売業）
代表取締役・山田力
【認定の分野】「子育て支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」
▶㈱エス・ライン（不動産業）代表取締役・永井桜子
【認定の分野】「子育て支援」「働きやすい職場づくり」
▶㈱インテック・ジャパン（異文化研修等）
代表取締役社長・可兒鈴一郎
【認定の分野】「働きやすい職場づくり」
▶㈲松の実企画（飲食業）代表取締役・高英民
【認定の分野】「働きやすい職場づくり」
▶㈱イータレントバンク（インターネット情報サービス等）代表取締役・殿木達郎
【認定の分野】「子育て支援」「地域活動支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」
▶早稲田大学生活協同組合（大学構成員、組合員に対する福利厚生サービスの提供）理事長・椿弘次
【認定の分野】「子育て支援」「働きやすい職場づくり」